

◎新潟県告示第1179号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合（魚沼市佐梨1105-16）
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後		変 更 前	
第1条～第3条（略）		第1条～第3条（略）	
(遊漁期間)		(遊漁期間)	
第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内 <u>で</u> 、漁具漁法及び区域ごとに組合が定めて公表する期間内 <u>で</u> なければならない。		第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内 <u>で</u> なければならない。	
ア 魚種	イ 遊漁期間	ア 魚種	イ 遊漁期間
あゆ	6月16日から11月30日まで（但し、10月1日から10月7日迄の期間を除く）	あゆ	6月16日から11月30日まで（但し、10月1日から10月7日迄の期間を除く）
にじます	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く）	にじます	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く）
こい	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く）	こい	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く）
ふな	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く）	ふな	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く）
うぐい	1月1日から12月31日まで（但し、5月11日から5月20日迄の期間を除く）	うぐい	1月1日から12月31日まで（但し、5月11日から5月20日迄の期間を除く）
いわな	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く）	いわな	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く）
やまめ	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く）	やまめ	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く）
うなぎ	1月1日から12月31日までの期間内で理事が定める日まで	うなぎ	1月1日から12月31日までの期間内で理事が定める日まで
かじか	1月1日から12月31日まで（但し、4月10日から4月20日迄の期間を除く）	かじか	1月1日から12月31日まで（但し、4月10日から4月20日迄の期間を除く）
第5条～第7条（略）		第5条～第7条（略）	
(遊漁承認証に関する事項)		(遊漁承認証に関する事項)	
第8条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けた時は、		第8条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けた時は、	

別記様式第1号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という）を交付するものとする。

- オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第4号によるものとする。
- 女性に交付する1日遊漁券は、販売の際に下部を切り取り交付する。
- 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

第9条（略）

（釣堀的漁場）

第10条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。料金は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

名称	開設場所 (河川名)	開設期間	濃密放流 魚種名	漁具 漁法	料金 (税込)
湯沢フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川 294mの区域（八知川）	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	いわな やまめ にじます うぐい	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円
大川フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字三国字東山谷地内清津川支流大川、大川橋下流380mの区域（清津川）	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円
城内フィッシングパーク	南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域（清水川）	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円

第11条～第13条（略）

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第14条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

- 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

別記様式第1号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という）を交付するものとする。

- オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(4)によるものとする。
- 女性に交付する1日遊漁券は、販売の際に下部を切り取り交付する。
- 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第9条（略）

（釣堀的漁場）

第10条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。料金は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

名称	開設場所 (河川名)	開設期間	濃密放流 魚種名	漁具 漁法	料金 (税込)
湯沢フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川 294mの区域（八知川）	令和4年1月1日から 令和4年12月31日まで	いわな やまめ にじます うぐい	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円
大川フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字三国字東山谷地内清津川支流大川、大川橋下流380mの区域（清津川）	令和4年1月1日から 令和4年12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円
城内フィッシングパーク	南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域（清水川）	令和4年1月1日から 令和4年12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円

第11条～第13条（略）

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第14条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鱒石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税 込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税 込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鱒石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上 佐潟	内共第11号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税 抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税 抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28

三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発 田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協 同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目 3641番地
新潟市大形地区漁業協同 組合	新潟市中央区西堀通4番 町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881 -4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105 番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同 組合	柏崎市石曾根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組 合	糸魚川市大字須沢中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組 合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記 漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステ ム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

附則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。(行政
庁の認可日 令和 年 月 日)

三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10 番4号
福島潟・新井郷川漁業協 同組合	新潟市北区柳原1-4- 24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目 3641番地
新潟市大形地区漁業協同 組合	新潟市東区津島屋3丁目 48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21- 21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881 -4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙 555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同 組合	柏崎市番神1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生3133
糸魚川内水面漁業協同組 合	糸魚川市大字須沢2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持40
羽茂川内水面漁業協同組 合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記 漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

附則

1. この規則は、新潟県知事の認可の日以降で、漁協が
定める日から施行する。

別記様式(1) 遊漁承認証

あゆ年券

表


	魚沼漁証A第 号
遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
	発行者 魚沼漁業協同組合 ㊤ 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261
承認期間 自 年 月 至 年 月	
魚種 あゆ	
遊 漁 者	
住所 _____	
氏名 _____	
遊漁料金	
年齢 _____ 歳	_____ 円
..... 注意事項	
1. 本証は他人に貸与することができない。 2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。 3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。	

裏

漁具漁法 竿釣・ヤス（かじかに限る） 遊漁区域 内共第12号		
蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新飯田橋上流端から上流の中之口川の区域。但し、目喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、栖吉川、柿川及び長岡市塚野山地区内の小坂橋から上流の洪海川、三条市（旧栄町）鬼木字横道3373番地8に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十日町市ならさわ川との合流点と管理者が対岸に設置した標柱とを見通した線から上流の信濃川及び十日町市（旧中里村）と南魚沼郡湯沢町との境界線から下流の清津川を除く。		
遊漁規則に定めるものの他、下記の通り制限する。 * 遊漁期間後の漁業開始は禁漁期間最終日の翌日午前7時とする * 禁漁場所		
	場 所	期 間
全面 禁漁	大源太湖堰堤上流100m	平成27年5月31日迄
	魚野川支川宇田沢川上流（八海山里宮及び八海山スキー場方面）	平成27年2月28日迄
	長岡市旧川口町地区内の魚野川、JR飯山線鉄橋から上流の開越道橋までの間	10月1日～11月20日
	伊勢島地区鮭一括採捕場ウライ設置点より上流50m下流150m	ウライ設置日～撤去日
	魚野川と大源太川の合流点から上流（但し、毛濃沢第3、第4ダム及び大源太湖堰堤上流端から上流100mの区域以外の大源太湖を除く）	10月1日～翌年2月末日
フライ専用区	湯沢町地区内魚野川の神立堰取入口から上流湯沢フィッシングパークまでの間	6月1日～7月31日

別記様式第1号遊漁承認証

あゆ年券 表

	遊漁承認証 魚沼漁証A第 号	
	下記の通り遊漁を承認します	
	住所 _____	
	氏名 _____ 才	
	承認期間 令和 年 月 日から	
	令和 年 月 日まで	
遊漁料金 16,500円 (税込)	魚種 アユ(友釣り)、コロガケ	
	発行者 魚沼漁業協同組合	
注意事項	魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261	
<p>1. 本証は他人に貸与することができない。</p> <p>2. 本証は出漁の際は常に携行し、取締員の要求があったときは本証を提示しなければならない。</p> <p>3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。</p> <p>4. 本証は授領漁業はできません。</p> <p>◎冷水病予防の為、他河川からのおとり鮎持ち込みはご遠慮下さるようご協力下さい。</p>		

○の中には年度記載

裏

漁具漁法 竿釣りに限る。
 遊漁区域 内共第12号のうち魚沼漁協漁業行使区域。但し、禁漁区域を除く。
 禁漁期間・区域 10月1日より10月7日まで全区域禁漁。

別途、組合が公表する遊漁期間等を記載

溪流年券

表

魚沼漁証B第 号	
遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
	発行者 魚沼漁業協同組合 ㊤ 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261
	承認期間 自 年 月 至 年 月
	魚種 いwana・やまめ・にじます (3月1日～9月30日まで) うぐい・ふな・うなぎ・こい・かじか
遊漁者	
住所 _____	
氏名 _____	
遊漁料金	
年齢 _____ 歳 _____ 円	
.....注意事項	
<p>1. 本証は他人に貸与することができない。</p> <p>2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。</p> <p>3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。</p> <p>4. 本証はあゆ漁はできません。</p>	

裏

漁具漁法 竿釣・ヤス（かじかに限る）
 遊漁区域 内共第12号
 蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新飯田橋上流端から上流の中
 之口川の区域。但し、貝喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、栢吉川、柿川
 及び長岡市塚野山内内の小坂橋から上流の洪海川、三桑市（旧栄町）鬼木字横道3373
 番地に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十日町市ならさわ川との
 合流点と管理者が対岸に設置した標柱とを見通した線から上流の信濃川及び十日町市
 （旧中里村）と南魚沼郡湯沢町との境界線から下流の清津川を除く。
 遊漁規則に定めるものの他、下記の通り制限する。
 *遊漁期間後の漁業開始は禁漁期間最終日の翌日午前7時とする
 *禁漁場所

場 所	期 間
全面 禁漁	大源太湖堰堤上流100m 平成27年5月3 1日迄
魚野川支川宇田沢川上流（八海山里 宮及び八海山スキー場方面）	平成27年2月2 8日迄
長岡市旧川口町地内の魚野川、JR飯 山線鉄橋から上流の開越直橋までの 間	10月1日～11 月20日
伊勢島地区鮭一採捕場ウライ設置 点より上流50m下流150m	ウライ設置日 ～撤去日
魚野川と大源太川の合流点から上流 （但し、毛濃沢第3、第4ダム及び大 源太湖堰堤上流端から上流100mの区 域以外の大源太湖を除く）	10月1日～翌 年2月末日
フラ イ専 用区	湯沢町地内魚野川の神立堰取入口か ら上流湯沢フィッシングパークまで の間
	6月1日～7月3 1日

溪流年券 表

遊 漁 承 認 証 魚沼漁証B第 号

下記の通り遊漁を承認します

住所 _____

氏名 _____ 才

承認期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで

遊漁料金 魚 種 いわな・やまめ・にじます（3月1日～9月30日迄）
9,500円（税込） こい・ふな・うぐい・うなぎ・かじか

発行者 魚沼漁業協同組合
 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261

注意事項
 1. 本証は他人に貸与することができない。
 2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。
 3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。
 4. 本証はあゆ漁はできません。

○の中には年度記載

裏

漁具漁法 竿釣りに限る。
 遊漁区域 内共12号
 蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と、新飯
 田橋上流端から上流の中ノ口川の区域。但し、貝喰川、中之島川、
 西川、大河津分水路、黒川、栢吉川、柿川、長岡市塚野山内内の小坂
 橋下流端から上流の洪海川、三桑市（旧栄町）鬼木字横道3373番
 地に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十
 日町市ならさわ川との合流点と管理者が対岸に設置した標柱と
 を見通した線から上流の信濃川及び十日町市（旧中里村）と南魚
 沼郡湯沢町との境界線から下流の清津川を除く。

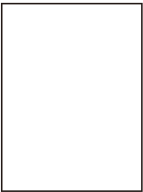

別途、組合が公表する
遊漁期間等を記載

キャッチアンドリリース区間の設置
 次の表のA欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の
 期間において、採捕した魚の所持又は販売をしてはなら
 ず、その場で速やかに再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな・やまめ・にじます	内共12号第五種共同漁業権区域内にある次の区域。 ①南魚沼市石打地内魚野川に架かる市道橋五十嵐橋 上流端から上流1,600メートルの区域 ②南魚沼市長崎地内魚野川支流登川に架かる泉邊橋 沢口橋上流端から上流蟹沢（砂防）堰堤までの区域	3月1日から9月30日まで

雑魚年券

表

	遊漁承認証 魚沼漁証C第 号
	下記の通り遊漁を承認します
	住所 _____
	氏名 _____ 才
承認期間 令和 年 月から令和 年 月まで	
遊漁料金 3,050 円(税込)	魚種 コイ・フナ・ウグイ・ウナギ・カジカ
発行者 魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16 TEL. 025-792-0261
注意事項	
<p>1. 本証は他人に貸与することができない。 2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。 3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。 4. 本証はあゆ漁はできません。</p>	

○の中には年度記載

裏

漁具漁法 竿釣りに限る。 遊漁区域 内共 12 号 蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と、新飯田橋上流端から上流の中ノ口川の区域。但し、貝喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、栢吉川、柿川、長岡市塚野山地内小坂橋下流端から上流の洪海川、三栄市(旧栄町) 鬼木字横道3373番地6に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十日町市ならさわ川との合流点と管理者が対岸に設置した標柱とを見通した線から上流の信濃川及び十日町市(旧中里村)と南魚沼郡湯沢町との境界から下流の清津川を除く。	別途、組合が公表する 遊漁期間等を記載
--	------------------------

あゆ日券 表

平成 年

遊 漁 券

No.

月

7	8	9	10	11
---	---	---	----	----

日

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

魚種 あゆ

¥2,600 (税込)

(現場交付 ¥3,650 (税込))

発行者

魚沼漁業協同組合®
魚沼市佐梨1105-16
Tel. 025-792-0261

あゆ、溪流日券 裏

1.漁場の区域
 蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新飯田橋上流端から上流の中之口川の区域。但し、目喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、橋吉川、柿川及び長岡市塚野山地区内の小坂橋から上流の波海川、三桑市（旧栄町）鬼木字横道337番地01に架設してある改修橋下流の刈谷田川、右岸十日町市ならさむ川との合流点と管理者が対岸に設置した標柱端から上流とを直通した線から上流の信濃川及び十日町市（旧甲里村）と南魚沼郡湯沢町との境界線から下流の清津川を除く。

2.本券に組合員のないものは無効とする。

3.漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。

4.本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為にでたと認められたときは、その遊漁を中止させる。

5.本遊漁券の所持無く遊漁しているときは、遊漁規則第7条第3項に基づき追徴金1050円（税込）を含めて3150円をいただきます。

遊漁規則に定めるもの他、下記の通り制限する。

*遊漁期間後の漁業開始は禁漁期間最終日の翌日午前7時とする

*禁漁場所

大源太湖堰堤上流100mを平成27年5月31日迄全面禁漁
 魚野川支川字田沢川上流（八海山里宮及び八海山スキー場方面）を平成27年2月28日迄全面禁漁
 長岡市旧川口町地区内の魚野川、JR飯山線鉄橋から上流の開越道橋までの間10月1日～11月20日迄全面禁漁
 伊勢島地区経一橋採捕場ウライ設置点より上流50m下流150mをウライ設置日～撤去日まで全面禁漁
 魚野川と大源太川の合流点から上流（但し、毛渡沢第3、第4ダム及び大源太湖堰堤上流端から上流100mの区域以外の大源太湖を除く）10月1日～翌年2月末日迄全面禁漁
 湯沢町内魚野川の神立堰取入口から上流湯沢フィッシングパークまでの間6月1日～7月31日までフライ専用区

1日
限り

令和
年

鮎釣券

冷水湧り防の為、他河川からのおとり鮎持ち込みはご遠慮下さるようご協力下さい。

7月	8月	9月	10月	11月		
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

書き直してある遊漁券は無効です。

¥ 2,750

(税込)
(現場交付 ¥ 4,750税込)

良く見える所につけて下さい。

発行者

魚沼漁業協同組合

魚沼市佐梨1-1-1

TEL 025-793-6261

R 鮎釣券

女性割

月 日

1. 漁獲物の種類 アユ
2. 漁 具、漁 法 竿釣りに限る
3. 遊 漁 区 域 内共12号 三島市(旧米町大字今井地内)蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新潟市(旧白根市、旧中之口村地内)の新前田橋上流端から上流の中之口川の区域。ただし貝塚川、中之島川、西川、大河岸分水路、黒川、新吉川、柳川、長岡市塚野山地内の小坂橋下流端から上流の羽瀬川、三島市(旧米町黒木字横瀬)に架設してある改修橋下流端から上流の川谷田川、石塚十白町市地内ならまわ川との合流点に管理者が対岸に設置した標柱との見通した線から上流の信濃川及び十日町市(旧中里村)と南魚沼郡湯沢町との境界から下流の清津川をのぞく。
4. 遊漁の本券を外部から見易い箇所に着換すること。
5. 本券に組合印のないものは無効とする。
6. 漁獲取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
7. 他人の迷惑になる行為は慎むこと。
8. 本券を持った遊漁者でも、原則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。
9. 本遊漁券の所持なく遊漁しているときは、遊漁規則第7条第3項に基づき、追徴金2,000円(税込)を加えた金額をいただきます。
10. 本券で投網漁業はできません。
11. 携行品の置き去り等、漁業環境を害する行為をしないこと。

別途、組合が公表する遊漁期間等を記載

R 鮎釣券

女性割

溪流日券 表

平成 年

一日限り

遊 漁 券

No.

日

3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---

日

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

魚種 いwana・やまめ・にじます
こい・ふな・うぐい・うなぎ・かじか

¥2,100 (税込)

(現場交付 ¥3,150 (税込))

発行者
魚沼漁業協同組合®
魚沼市佐梨1105-16
Tel 025-792-0261

あゆ、溪流日券 裏

1. 漁場の区域
蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新飯田橋上流端から上流の中之口川の区域。但し、目喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、稻吉川、柿川及び長岡市塚野山地区内の小坂橋から上流の湯海川、三桑市(旧茶町)鬼木字橋道337番地に架設してある改修橋下流の刈谷田川、右岸十日町市ならさむ川との合流点と管理者が対岸に設置した標柱端から上流とを見通した線から上流の信濃川及び十日町市(旧中里村)と南魚沼郡湯沢町との境界線から下流の清津川を除く。

2. 本券に組合員のないものは無効とする。

3. 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。

4. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為にでたと認められたときは、その遊漁を中止させる。

5. 本遊漁券の所持無く遊漁しているときは、遊漁規則第7条第3項に基づき追徴金1050円(税込)を含めて3150円をいただきます。

遊漁規則に定めるもの他、下記の通り制限する。

* 遊漁期間後の漁業開始は禁漁期間最終日の翌日午前7時とする

* 禁漁場所

大源太湖堰堤上流100mを平成27年5月31日迄全面禁漁
 魚野川支川宇田沢川上流(八海山里宮及び八海山スキー場方面)を平成27年2月28日迄全面禁漁
 長岡市旧川口町地区内の魚野川、JR飯山線鉄橋から上流の開感道橋までの間10月1日～11月20日迄全面禁漁
 伊勢島地区鮎一掃採捕場ウライ設置点より上流50m下流150mをウライ設置日～撤去日まで全面禁漁
 魚野川と大源太川の合流点から上流(但し、毛渡沢第3、第4ダム及び大源太湖堰堤上流端から上流100mの区域以外の大源太湖を除く)10月1日～翌年2月末日迄全面禁漁
 湯沢町地区魚野川の神立堰取入口から上流湯沢フィッシングパークまでの間6月1日～7月31日までフライ専用区

令和
年



1日
限り

遊 漁 券

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

♪ 良く見える所につけて下さい。

= 魚種 = イワナ、ヤマメ、ニジマス
 コイ、フナ、ウグイ、ウナギ、カジカ

♪ 書き直してある遊漁券は無効です。

¥ 2,150 (税込)

(現場交付 ¥4,150税込)

発 行 者
魚沼漁業協同組合
 魚沼市佐梨1-10-16
 TEL 025-793-6261

扱 者

R F溪流
 女性割 月 日

裏

1. 漁場の区域
 三条市（旧米町大字今井地内）藤原大塚上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新潟市（旧白根市、旧中之口村地内）の新飯田上流端から上流の中之口川の区域。ただし貝崎川、中之島川、西川、大河津分水路、風川、新吉川、楡川、長岡市野山地区内の小坂橋下流端から上流の岩海川、三条市（旧米町鬼木字横道372番地）に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十日市地内なるさわかしの合流点に管理者が別荘に設置した堰柱との距離したるから上流の信濃川及び十日市（旧中里村）と南魚沼郡湯沢町との境界から下流の清津川をのぞく。
 2. 本券に組合印のないものは無効とする。
 3. 漁場取組員の要求があったときは、本券を提示しなければならぬ。
 4. 本券を持った遊漁者でも、規制に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。
 5. 本遊漁券の所持なく遊漁しているときは、遊漁規則第7条第3項に基づき、追徴金2,000円(税込)を加えた金額をいただきます。
 6. 本券は投票、アニの友約、コロガシはできません。

キャッチアンドリリース区間の設置
 次の表の7種の魚種については、イ欄の区域で7種の期間において、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならぬ。

ア 魚種	いわな・やめめ・にしんす
イ 区域	内共12号新五輪共同漁場区域内にある次の区域
	①南魚沼市石井地内魚野川に架かる市道橋五十嵐橋 上流端から上流1,000メートルの区域 ②南魚沼市農楽地区内魚野川(支流野川)に架かる農楽橋 下流上流端から上流農沢(臨時)橋までの区域
ウ 期間	3月1日から6月30日まで

別途、組合が公表する遊漁期間等を記載

R F溪流 女性割

1日
限り

令和
年

遊 漁 券

月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31											

⊕ 良く見える所につけて下さい。

=魚種=
コイ、フナ、ウグイ、ウナギ、カジカ

¥ 600 (税込)
(現場交付 ¥1,200税込)

発 行 者
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1-1-1
TEL 025-793-6264

⊕ 書き直してある遊漁券は無効です。

扱 者

R G雑魚
女性割 月 日

1. 漁場の区域
三条市(旧米町大字全井地内)通原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新潟市(旧白根市、旧中之口村地内)の新飯田橋上流端から上流の中之口川の区域。ただし貝喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、新吉川、柳川、長岡市塚野山地内の小坂橋下流端から上流の浪海川、三条市(旧米町東木字旗道)に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十日町市地内ならまわ川との合流点に管理者が対岸に設置した標柱との見通した線から上流の信濃川及び十日町市(旧中里村)と南魚沼郡湯沢町との境界から下流の南津川をのぞく。
2. 本券は組合員のみのもは無効とする。
3. 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
4. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。
5. 本遊漁券の所持なく遊漁しているときは、遊漁規則第7条第3項に基づき、道徴金600円(税込)を加えた金額をいただきます。
6. 本券は投網、アユの友釣り、コロガシはできません。

別途、組合が公表する遊漁期間等を記載

R G雑魚
女性割

別記様式第3号 県内共通遊漁承認証

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

別記様式(3)県内共通遊漁承認証

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
<u>12,000 円</u> (税抜)	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料	魚 種	こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3			
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤			
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 <u>本証は原則として再発行しません。</u>

(用紙：黄色)

別記様式第 4 号 オンラインシステム遊漁承認証
(略)

表

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 <u>H</u> ~ 至 <u>H</u>			
遊漁料	魚 種	こい・ふな	
<u>5,500 円</u>	漁具漁法	竿 釣	
<u>(税抜)</u>	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3			
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤			
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

別記様式(4) オンラインシステム 遊漁承認証
(略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日